

令和元年度第4回公立園最適化検討委員会 議事録

1. 日 時 令和元年8月26日(月) 午前10時30分～午後0時30分
2. 場 所 門真市役所 別館3階 第2会議室
3. 出席者 久保田委員長、山田副委員長、辻本委員、明浄委員、足立委員、大西委員、五十野委員
4. 事務局 こども部 内田部長、坂本次長
こども政策課 田代課長、楠本課長補佐、浅尾係員
保育幼稚園課 西川課長、大中課長補佐
5. 傍聴者 2名
6. 議 題 答申書(案)についての検討等
7. 議事録

事務局： 定刻になりましたので、ただいまから第4回門真市公立園最適化検討委員会を開催させていただきます。

こども政策課課長補佐の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本会議については、後日、議事録を作成いたしますことから、会議の様子を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、失礼ながら座って、進行の方させていただきます。

本日は、委員7名のご出席をいただき、委員の過半数がご出席されておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日、城野委員は日程の調整がつかず、ご欠席でございます。

また、本日は2名の傍聴者が来られておりますので、会場に入っております。

それでは、会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、次第。

次に、資料1 答申書(案)。

次に、資料2 令和元年度門真市子ども・子育て会議 資料(抜粋)。

以上でございます。

資料に不足がございましたらお申し出ください。

それでは、ここからの会議の進行は久保田委員長にお願いしたいと存じます。

久保田委員長、よろしく願いいたします。

委員長： それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

次第の1つ目、議題の1「答申書（案）についての検討等」ということですが、これまでの検討委員会での議論内容を踏まえて、事務局が答申書（案）を作成されましたので、今回は、この答申書（案）をたたき台として、公立園のあり方について議論をしていきたいと思えます。

では、まず初めに資料の説明について事務局からお願いいたします。

事務局： それでは答申書（案）についてご説明させていただきます。

こちらの答申書（案）につきましては、事務局がこれまでの委員の皆様のご意見等を取りまとめ、一旦たたき台として作成し、今回の会議の前にも、事前に各委員の皆様にご確認いただきまして、ご意見をいただいたうえで、資料としての答申書（案）を作成しております。

構成といたしまして、2ページでは、「1. はじめに」、「2. 門真市の現状と課題」と記載しまして、3ページで、「3. 今後の門真市における公立園の担うべき役割について」ということで、こちらは、諮問事項の1つ目の項目となっております。諮問事項に対する検討委員会の意見を記載しております。

その際に、市の考え方としてお示ししました、3つの役割に対する意見、①から4ページにかけてあります③になりますが、それと5ページの④では、それ以外の役割について検討委員会としての意見を記載しております。

次に、同じく5ページの「4. 教育・保育の適正な提供体制について」のところでは、こちら諮問事項の2つ目の項目となっております。5ページから7ページにかけて記載しております。

最後に、7ページに、「5. 公立園の最適化を進めるにあたり留意すべき事項について」、「6. 結びに」とありまして、こちらは、記載が途中となっておりますが、最終の締めにかかるところとなりますので、本日の検討委員会での皆様からのご意見をいただきまして、検討委員会としての全体の方向性を勘案しながら、次回の第5回に

て、取りまとめた内容をご提示させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、事務局が作成いたしました答申書（案）の概要について、ご説明させていただきました。

本日、ご審議いただくにあたりまして、文章の細かい箇所の内容や表現等についても、ご意見いただきたいと思いますと思っております、例えば、1. 2. 3. と振り分けている項目ごとで、区切りながらご審議いただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長： ただいま、事務局より項目ごとに区切りながら、内容の確認を行っていただきたいとの旨がございましたが、委員の皆さまよろしいでしょうか。

そもそも答申書の内容の前に、全体の流れについては、1 から 6 のような流れでよろしいでしょうか。

ご意見等がございましたらお願いします。

（異議なし）

委員長： 他に全体的な部分についてご意見がございましたら、1 度最後まで確認した後に、ご意見いただければと思います。

それでは、項目ごとに進めていきたいと思いますが、進めるにあたっては、事務局からもう少し詳しい説明をしていただいて、確認をしていきたいと思っております。

それではまず、「1. はじめに」と「2. 門真市の現状と課題」について事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、ご説明させていただきます。まず初めに文書を読み上げます。

「1. はじめに」、令和元年6月5日、門真市公立園最適化検討委員会は門真市長より「門真市公立園の最適化について」の諮問を受け、諮問事項1「今後の本市における公立園の担うべき役割について」、諮問事項2「教育・保育の適正な提供体制等について」の2項目について意見を求められました。

当委員会では公立園の最適化の定義を単にスケールを適正とするだけでなく、門真市全体の教育・保育の質を向上させるものであると見定め、合計●回に渡り議論を重ねました。

会議において、事務局より示された門真市の就学前教育・保育を取り巻く現状等や門真市の最適化にかかる考え方に対し、委員それぞれの立場から出された多様な意見を取りまとめ、ここに提言として答申する運びとなりました。

門真市におかれては、市民の十分な理解を求めつつ適切な施策を講じ、就学前教育・保育及び子育て支援のより一層の充実・発展を図られるよう要望します。

「2. 門真市の現状と課題」、平成27年4月に幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的に子ども・子育て支援新制度が開始されました。

それに伴い、門真市においても「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、小規模保育事業所等の整備を進め、平成31年4月時点では待機児童の解消に至った他、公立・私立園関係者等の公民協働により「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を策定、門真市保健福祉センター内へ地域子育て支援拠点である「地域子育て支援センター ひよこる〜む」を開設するなど、教育・保育の適正な提供体制を確保するための取り組みが進められてきました。

一方で、近年の人口減少や少子化により就学前児童人口の減少が顕著となるに伴い、幼稚園や小規模保育施設においては定員に対し、在園児が少ない状況が生じており、特に、公立の大和田幼稚園においては定員130名に対し、在園児が50名程度と定員を大幅に割り込んでいる状況にあります。

また、平成30年4月に開園した砂子みなみこども園を除く、浜町保育園、大和田幼稚園、上野口保育園の3園は、いずれもが園舎の建設から40年以上経過しております。上野口保育園、大和田幼稚園においては耐震性能の確保はできているものの、老朽化が進んでおり、浜町保育園においては施設の状況により耐震工事ができず、仮設園舎で保育を行っているため、在園する児童に安全・安心な教育・保育を提供できる場を確保するためにも、早急な対応が必要な状況にあります。

今後も就学前児童人口の減少が続くと想定されることや、砂子みなみこども園を除く公立園3園の施設の現状、その他、社会情勢の変化の中で多様化する保育ニーズなど、より良い教育・保育環境を整えるうえでの諸課題への対応が求められています。

要旨といたしましては、「1. はじめに」ということで、市長より

諮問を受けたことにより、当委員会では公立園の最適化の定義を、単にスケールを適正とするだけでなく、門真市全体の教育・保育の質を向上させるものであると見定めて議論を行い、提言として答申を行う運びとなった旨を記載しております。

次に、「2. 門真市の現状と課題」ということで、こちらでは、市の取り組みとして、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が開始されたことに伴い、門真市としましても、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定しまして、これまでに、待機児童解消に向けて、民間事業者様における保育定員拡充のための施設整備や、「小規模保育事業所等の開設など」を進め、また、「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を策定し、「地域子育て支援センター ひよこる〜む」を開設するなどの取り組みを行ってきました。

また、その一方で、人口減少や少子化によって、就学前児童人口の減少が顕著となり、在園児が少ない状況が生じ、特に大和田幼稚園では定員を大幅に割り込んでいる状況にあると。また、浜町、大和田、上野口の3つの公立園では、園舎の老朽化が進んでおり、浜町保育園については、耐震工事ができず仮園舎で保育を行っている状況にあるということを記載しております。

説明は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。まず、「1. はじめに」「2. 門真市の現状と課題」についてご意見等はございますか。

現状なので、この部分については特になさそうですね。それでは、次の「3. 今後の門真市における公立園の担うべき役割について」の説明を事務局からお願いします。

事務局： それでは、ご説明させていただきます。こちら初めに文書を読み上げます。

「3. 今後の門真市における公立園の担うべき役割について」、公立園の担うべき役割においては、門真市から示された3つの役割を中心に議論を進めた。議論の中では、門真市が示した役割以外にも言及があり、その内容も含め、次のとおり意見を取りまとめた。

今後、公立園の取り組みが市内の就学前教育・保育施設の取り組みにも大きく影響を与えるものとしたうえで、先導的な役割等を果たされたい。

「①門真市就学前教育・保育共通カリキュラムに基づく教育・保

育実践の先導的な役割」、門真市のすべての就学前教育・保育施設が育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を実践するため、その指針を示した門真市就学前教育・保育共通カリキュラムを公私双方の就学前教育・保育施設関係者の協働により策定したことは評価すべき点である。しかしながら、カリキュラムの実践に向けた取り組みとして各施設が実践した内容の報告会を実施しているものの、個人又は施設によりカリキュラムに対する意識に差異が見受けられるため、すべての就学前教育・保育施設が門真市のめざす子ども像を十分に共有するための取り組みを進める必要がある。

今後は、市全体の教育・保育の向上を図るため、公立園が地域の核としてコーディネーターとなり、市内各園の教育・保育の内容の公開や研究会、研修会を実施及びその内容をフィードバックするなどし、門真市就学前教育・保育共通カリキュラムのさらなる浸透に努められたい。

「②地域子育て支援を実施する拠点の1つとしての役割」、教育・保育提供区域として設定している国道163号を境とした南北地域に1カ所ずつ子育て支援拠点が設置されていること、私立施設においても地域子育て支援の取り組みが推進されていることから、公立園のみが地域子育て支援を実施する拠点であるとは言えなくなっている。

しかしながら、私立施設では対応が難しい子育て支援への取り組みを進める他、市の子育て支援施策の周知や支援を必要とする保護者を関係機関につなぐための窓口となるなど、子育て世帯の負担軽減を図る役割を果たすことは、依然として公立園に求められるものである。

今後は、地域のニーズを把握したうえで、私立施設での対応が難しい子育て支援施策の実施を検討するなど、就労形態の変化や核家族化などにより多様化する教育・保育ニーズへ積極的に対応していくよう努められたい。また、子育て支援にかかる情報の提供や子育て相談等にも継続して取り組むなど、様々な方策により子育て世帯の負担軽減に取り組まれたい。

「③適切な対応や配慮を必要とする障がい児保育などを充実させるための先導的な役割」、昨今、保育士の採用が困難な状況等により、私立園では加配での対応が難しい園があることや、公立園において公立施設のこども発達支援センター利用者の見学を毎年受け入れて

おり、私立園よりも比較的多くの見学者を受け入れていることなどから、公立園において障がい児の受入が多くなっている傾向にあり、公立園がセーフティネットの役割を果たしていると言える。

しかしながら、本来、公立園と私立園とで障がい児の受け入れに係る役割は異なるものではなく、どの施設においても障がい児を含むすべての子どもに教育・保育を提供できる体制を整えることが必要である。

今後は、私立園においても、より障がい児を受け入れやすい体制が構築されるよう、公立園が今までに多くの障がい児を教育・保育する中で培ってきた経験の共有等を進められたい。

また、さまざまな障がいへの支援において、民間施設との連携をより深め、子どもたちが専門職による適切な支援を受けやすい体制の構築を進めるなど、市全体の障がい児教育・保育の質を向上する先導役としての役割を果たされたい。

「④公立園が果たすべきその他の役割」、市内の公立園と私立園、または保育園・幼稚園と小学校との交流については学校・園により対応が様々であり、交流が行われている部分はあるものの、すべての学校・園が活発に交流をしているわけではない。

今後は、公立園が先導役となり合同研修やさまざまな交流の場の確保、小学校との接続を進めることで、市内の就学前教育・保育施設相互の連携や小学校との連携を深められるよう尽力されたい。

要旨といたしましては、先ほどもお伝えしましたが、「3. 今後の門真市における公立園の担うべき役割について」は、諮問事項の1つ目となります。

①から③が、市の考え方としてお示したもので、それに対する検討委員会としての意見を先ほど読み上げましたとおり記載しております。

次に、5ページの④では、公立園の役割の市の考え以外の役割を記載しておりまして、公立・私立間や、学校と園の交流が、学校や園によってまちまちになっていて、全ての学校や園が活発に交流しているわけではないと、その点については、公立園が先導役となって、連携を深めるように尽力していただきたいという内容を、「その他の役割」として、明記しております。

説明は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。「3. 今後の門真市における公立園の担う

べき役割について」のご意見等はございますか。

委員： 特別支援の問題で、うちも学校関係者評価委員会というものをしていまして、特別支援の話の関係者の皆さんにしました。

本園は 450 名ほどの園児がいる中で一桁しか、障がいのあるお子さんを受けていないということに対して、委員さんからは少ないのではとのご意見がありました。

それについて、他の幼稚園さん、保育園さんがどんな様子なのかも知りたいですし、加配について、実際に公立園の方で加配にかかる費用、人員配置、人的な費用補助をされているのか、そのあたりを詳しく知りたいなと思います。そのお子さんの発達状況により様々なので一概には言えないでしょうけれども。

今、即答できなかつたら次回でも結構です。できるだけ詳しく知りたいです。

事務局： 公立の幼稚園、保育園共通ですが、障がいの程度に応じまして、子どもさん 3 人に対して先生を 1 人なのか、子どもさん 1 人に対して先生を 1 人付けるのかということになります。

まずは、障がいの程度を確認していくシートが様式としてありますので、そのシートで障がいの程度を判断することとなります。それを見て、3 対 1 の配置なのか、1 対 1 の配置なのか決定した中で加配の職員を付ける体制にしております。

その時の費用ですけれども、1 人あたりだいたい 200 万円ほどの経費がかかっています。幼稚園の場合は休みの期間がありますのでもう少し安くはなるのですけれども、通常保育で 1 年間通すと、1 人の先生を配置するのに 200 万円前後かかっています。

委員： 公立の場合ですね。そして、幼稚園の場合は夏休みなどがあるので、少し人件費が安くなるということですね。

事務局： そういうことです。

委員： 民間の保育園さんは知りませんが、私立の幼稚園では複数預かると 78 万 4,000 円かな、80 万円まではいかないですけれども、そういうことになっています。園内で 1 人のみだと半分ですね。39 万 2,000 円だったと思います。

これは保育士や幼稚園教諭の資格がなくてもいいのですか。

事務局： 公立園では資格がある人に加配の先生として入っていただいています。

委員： 資格がないといけないのですね。

事務局： そうですね。幼稚園教育なので。

委員： 私立の幼稚園は資格がなくてもいいんです。
民間の保育園さんはどうですか。

委員： 私立の保育園にも補助金はありますが、程度によって2段階に分かれています。

1人お預かりすることで月額5万円、手帳を持っているお子さんだともう少しありましたね。手帳を持っているお子さんだと7万いくらではなかったですか。

事務局： 8万円だったかと思います。

委員： 8万円ありましたか。

委員： 5万円というのは何ですか。

委員： 手帳なしの気になる子ですね。

事務局： チェックシートで一定の要件を満たしていて、保護者が同意されたお子さんですね。

委員： それは専門機関の証明がある場合ですか。

事務局： 園での判断とご両親がそういった障がいに対して了解されていると補助金を出す仕組みになっています。

委員： 専門機関の証明がなくても加配ができるということですね。

事務局： そうですね。証明までは求めていません。

委員： その時は、5万円ぐらいの補助ですか。

事務局： いえ、一律で8万円にしていたかと思います。

委員： 一律8万円ですか。2段階に分かれていたと思いますが。

事務局： 細かいところは分かりません。申し訳ありません。

委員： 確か、そのいただいたお金は加配に当てなくてもよかったはずで、使い道に縛りはないですよ。違いましたか。

事務局： そうですね。障がいを持ったお子さんを受け入れることによる追加の需要ということでお渡ししている補助金です。

委員： 人件費以外にも使っているのですか。

事務局： はい。特別な需要に対する補助金という位置づけなので。

委員： 仮に7万円、8万円いただいて、その子が来るためにスロープを作ったとか設備に使ってもいいですし、人に使ってもいいですし。

委員： それは単年度ですか。

委員： 単年度ですね。

これは市によって違うのですが、東大阪市などでは障がい児1人に対して200万円、300万円の加配補助金という形で人件費に使いなさいという補助金があったりします。ですから、受け入れる人数が多くなることによってこの額が増えていくことになります。

仮に、現状で8万円とすると年間100万円はないですから、これで加配職員をとると全然足りないですね。1日2・3時間で週5日という感じになると思います。

委員： それは私立幼稚園も一緒ですね。

委員： 別の園は分かりませんが、柳町園では障がい児を受け入れることによって、職員を配置しますので、現状ではどうしても持ち出しということになります。

委員： 幼稚園も一緒ですね。それ以上の人件費を払っているということが前提で、その一部を補助しますということですよ。

委員： そうですね。保育園では人件費という縛りがないので、逆に配置せずに何か別のことに使うことができることにはなっていますが、たぶん、もらえる額が大きいので人を雇うまではいかないからという背景があるからとか、そこはちょっと分からないですけども。

委員： これは市によって違うということですか。

委員： そうですね。市によって全然違いますね。

委員： ただ、人の場合は保育士の資格がいるのですか。

委員： 門真市はそこは求められていないと思います。

委員： 先ほど、そうおっしゃっていませんでしたか。

事務局： 公立は資格がいるということです。

委員： それでは公立が200万円ということですね。

委員： 1人ないし、その子どもの数に対してその人数分を加配で配置しているということだと思います。その費用がだいたい1人あたり200万円ということですね。

委員： これは保育時間中だけですか。

委員： 幼稚園は、昔はずっといたのですが、今は保育時間中だけですね。

事務局： 先ほどの民間の保育所の障がい児補助金の金額ですけども、程度によって金額が違ってまして、特別児童扶養手当を受けているお子さんだと月額7万4,140円、それ以外の方ですと5万円です。

委員：　　そうですよね。２段階ありましたよね。
あと、０歳児は当てはまらないです。

委員：　　１歳以上ですか。

委員：　　チェックリストがあつて、ご飯に介助が必要かとか、そういうもの全部に引っかかってしまいますから。

どのぐらいの保育園さんがこの補助金をもらっているかは分からないですけども、柳町園に関しては今年度は０人ですね。でも、障がい児がいないかということ、そういうことではないですけども、手帳を持っている子は０人です。

巡回相談に来てもらっていて、相談を受けているのは１０数名います。
あと、１号の子はもらえないです。２号・３号の子だけです。

委員：　　そうなんですか。なんでですか。

委員：　　元々、保育所の障がい児保育の補助金だからです。ですよ。

事務局：　　そうですね。

委員：　　そうですね。保育所の補助金だったので、こども園の２号・３号は受けられるけど、１号は適用外ですね。

委員：　　私学助成などがあるのではないですか。

委員：　　もらえないですね。だから保育園からこども園になった施設は１号で障がい児を受け入れても今のところ何の補助もないです。幼稚園側からの私学助成もないですし。

委員：　　幼稚園からこども園になったらどうなるのでしょうか。ご存じないですか。

事務局：　　あいまいなところがありますが、認定こども園の１号については、私学助成の特別支援教育費補助金の対象になっていたかと思います。

委員：　　そうですね。今までだって対象になっていましたからね。けれども、保

育園からこども園になったところの1号認定は補助の対象にならない。

委員： ならないというか、もらってこなかったんですけどね。もらえなかったのですけれども。

委員長： 今の議論でも明らかですけれども、数字的にも私立で受けるのは苦しいところですね。

委員： 実態がどのぐらいの数なのか示してもらいたいですね。

委員長： 公立だったら倍以上のお金が投入されることになりますからね。

事務局： 公立で1人200万円というのは先生1人に200万円ということです。

委員： 保育士の資格がいるということですよ。

事務局： そうですね。民間の補助金で5万円のお子さんだと年間60万円。それが3対1として、3人に対して1人の先生を雇うとするということであれば180万円になり、民間と公立でおおむね変わらない経費がかかります。

3人の子どもに対して1人の先生を配置するというのであれば公立でも民間でもそれほど負担は変わらない計算になります。

委員： 幼稚園は障がいを持った園児を1人見ている場合は39万2,000円の補助金が出るんです。障がい児が2人以上いると加配職員の補助単価は78万4,000円となり、倍ということになります。

委員： 保育園も同じで、障がい者手帳を持っていない子は月5万円ですから年間60万円、3人いれば180万円の補助ということですね。

事務局： そのとおりです。

委員： ですから、障がい児が10人いたら、100人いたらという話ですけれども。

委員： 保育士さんを1人雇って200万円出ますけど、その人が何人を見ているかはさまざまですよ。

委員： 先ほどおっしゃっていたように3対1の子どもさんが多いです。チェックシートの話がありましたけれども、そこで必要だと判断した場合は1対1の場合もありますが、ほぼ3対1になっています。

委員長： 手帳があつたりとかではなくですか。

委員： 手帳があつても3対1ですね。

委員： 3対1というのは実際どうなのでしょうね。

委員： 私は保育園と幼稚園の両方で勤務していたのですが、保育園の場合は特にクラスがまたがると、3対1といっても現場の裁量での調整になります。

委員： クラスをまたがって3対1なんですか。

委員： そうです。子どもの人数に対して3対1なので。

委員： 1クラスに3人いるから3対1ではなくですか。

委員： そのような場合もありますけれども、こっこのクラスに1人、こっこのクラスに2人となると、1人で掛け持ちはできないので、そこは園の判断でどうするかを決めることになります。

子どもさんの状況を考えて、園の判断でどこに加配の人を入れるかを決めます。

委員： 1組は2対1だけど、2組は1対1という場合もあるのですか。

委員： それは状況によりますね。

委員： 2クラスにまたがって3対1でということはないと。

委員： 人数的には園で何人と考えます。例えば園に9人いたとすると3人の先生をつけます。その場合に、9人がばらばらのクラスにいと、その3人の先生をどこに配置するかは園の方で決めます。

このクラスは障がい児の子が1人だけど、すごく手をかけないといけない

となれば、そこに入ります。

委員： その場合は1対1となるわけですね。

委員： 状況によっては1対1となる場合もあります。基本的には3対1で人をいただいているので、障がい児3人に対し1人しか人がいないので。

委員： 別に3対1が前提ではないのですね。

委員： 前提ではありませんけれども、だいたいそうになっています。人を配置していただくのは3対1もしくは1対1です。本当に命の危険がある場合やどうしても1対1でつかないと危険な状況にある場合は1対1ということもあり得ます。かなり昔にはありましたね。

委員： 3対1で見るのはどうなのですか。

委員： 状況によって入らない場合もあるのでなんとも言えないですけども。

副委員長： 関わってもらえない場合もあるということですよね。

委員： そうですね。担任で対応する場合もあります。

副委員長： 特別な加配という訳でなく、担任やクラスとしてその子を見るということですよ。

委員： そうですね。その場合は、そこに担任を2人付けるなどの形で園が采配します。

委員： 対象になっているけれども、この子は担任1人で見るケースもあるということですね。

委員： そのような場合が出てくる可能性はあります。

委員： 幼稚園ではそれはないですね。必ず人が付きますね。せいぜい2対1ですね。それ以上はちょっと無理という現場の判断ですね。

委員： 大和田幼稚園も今は年少1クラス、年長1クラスなので上手く配置できますけれども、昔たくさん子どもがいて4クラスあった時はクラスをまたがっていた時もあります。人数配置に関してはこちらで采配して、どのように障がいを持っているお子さんを分けるのかというのがありますし、そこは考えてこちらに何人、こちらに何人と決めていました。

今は2クラスしかないのでもまい具合に配置できていますけれども。

委員： でも、人数は多いのですよね。18人でしたか。全体の3分の1ですよね。それで何人付いていますか。

委員： 今は6人ですね。

委員： 3人、3人ぐらいですか。

委員： フリーの先生が1人いますので、そのフリーの先生も含めて7人で、加配という形ではないですけれども、4人と3人に分かれて見えています。年長の方が人数が多いので、年長に4人です。

委員： それプラス担任の先生ですか。

委員： そうですね。担任の先生が1人ずつです。

委員： 今、1クラスは何人いるのですか。

委員： 年少が22人で年長が28人です。

委員： 先生が4人いるということですね。

委員： 常時入っているわけではないのですが、そのあたりも難しいところで、人多ければ良いということでもないです。今は、実際に人手が足りていないので必要ですけれども、先生がすごく多くいることになってしまっています。先生が多くいるとどうしても手を出してしまうので、あまり手を出さないように注意してもらっていますけれども。

委員長： 先生がいっぱいいるという状況は少しイメージしていたものと違いますね。

委員： 手帳を持っているお子さんもたくさんいますので。

副委員長： その加配の子にだけ関わるわけではありませんものね。全体に関わっておられるのですよね。

委員： はい。でも、3対1で人を付けていただいても、やっぱり1対1で人を付けないといけないお子さんも見ているので、状況によってはその子にべったり付いてしまうこともあります。

委員： そこから小学校に上がって、受け入れの連携はどうなんでしょう。もちろん引き継ぎはされているでしょうけど、小学校に入ってからお子さんへの対応、補助や加配というのはどうなっていますか。それは子ども・子育て会議の方になるのかな。

委員： 支援学級に入られるお子さんもおられますし、そのまま入られない方もいます。学校の方で必要があればリーディングチームでピックアップされている場合もあります。

委員： 支援学校に行く子もいますしね。それはケースバイケースなんですね。

委員長： ③のところは現状、セーフティネットの役割は果たしていると数字的には見えるかもしれない。5ページに書いてあるように、今後は、市全体の障がい児教育・保育の質を向上する先導役となってくるのかというところで、5ページの一番上の段落にもありますように「公立園が今までに多くの障がい児を教育・保育する中で培ってきた経験の共有など」と書いてありますが、私立の対応の仕方と随分と違ってきている気もします。

先生がいっぱいいて対応するというのは、私立には応用できない形になっているような気がします。そこから考えると、セーフティネットの役割は果たしているけれども、先導役としての役割としては今後どうでしょうか。果たせるのかどうかというところで。

委員： 先導的な役割というのは、例えばここにも書かれている長い間たくさんの障がい児の受け入れをしてきたノウハウを民間園で応用できるように広く伝えるというのは、「このような子が来たらこのような対応で」というのが先導的な役割だという気はします。

一方で人的優位を取って、大人を増やすことでクリアしているんですとい

う部分に関しては私立幼稚園、保育園でしていくのはなかなか難しい。もし、それをするのであれば、市としての何らかの補助がないと実現するのは難しいのかなと思いますね。だから、受け入れないというわけではないですし、ほとんどの園さんが入園に関して障がいがあるから、ないからということまでストップしていないと思っているのですが、受け入れることによって1人アルバイトを採用しようかとしているのは間違いないことです。

運営的には受け入れれば受け入れるほどお金のマイナスは増えていくことになりましたが、福祉もそうですけれども、それだけで測れない部分はあると思いますので、なんとも言えないですよ。

委員 長： 先導役と言っても、結局、公立がマンパワーで成り立っているとしたら、私立にもマンパワーを付けるやり方をしないと先導役にはならないわけなので。

答申書（案）に書いてある主旨としては、公立はノウハウを持っているので、それを私立にということだったと思うのですが、公立と私立の状況がかなり違うとセーフティネットにはなっていない、先導役にはなれない可能性もあるのかなど。

委員： 親御さんの考えというのはすごく大事かなど。私立幼稚園ですので本園の教育方針を理解していただいて、共通理解のうえで教育させてもらえるかというのもお受けするかどうかを決める大きな条件にはしています。

ですから、子どもさんの発達の様子、保護者の方のお考えを総合してお断りするお子さんも毎年います。それはこちらの受け入れ体制との兼ね合いになってきます。

委員 長： 今言われた点と、逆に保護者の方が私立に行ってもあまり良い顔をされないから、公立なら断られないから行こうかと思うこともあるのでしょうか、どうなのでしょうね。

委員： 時々、本当は私立に行かせたかったとはっきりとおっしゃる方もいますが、最近はあまり聞かないです。昔は私立に行ったけれども断られたという方もおられました。

私立さんは特色があって、公立は自由というか、子どもを伸び伸び教育するのが主になっているので、そのような親御さんからしたらこども発達支援センターに行っていたとしても、そこからスライドして行けるのではないかなと思われる方は多いのでは、と思います。

委員 長： ③の1点だけでもこれだけ時間がかかっていますが、①②のところはどうでしょうか。①のところだと先導的役割というのがここでも出てきますけれども、要するに教育・保育の先導的な役割を公立がするという話です。前から話題になっているところですが、今、現状でどこまでできているのかということと、これから答申が出たら、これまでできてなかったところができるようになるのかということですね。

委員： 公開保育は、公立の保育園、幼稚園、こども発達支援センターも入れて、持ち回りで1年に1回しているのので、皆さんに来ていただいて講師の方に話をしてもらおう形としています。研修会の方も場所を借りていろいろな報告をしたりしていて、そこにも私立の保育園、幼稚園さんもよろしければということでご案内をさせていただいています。

委員 長： 4ページのところでコーディネーターという記載がありますが、私立園から見てこの点はどのようなのでしょうか。

委員： 去年まで協議会の会長をしていました邨橋先生が、3月まででしたけれども大阪府の私立幼稚園連盟の研究委員長をしていまして、その時はコーディネーターの養成ということでうちの団体では専門の研修を積んで、資格を取るというシステムがありました。

大阪ひがし幼稚園でも平成27年に公開保育をさせていただいた時は公立の幼稚園さんにも声をかけさせてもらって、民間保育園さんにも声をかけさせてもらったと記憶しています。皆さんに来ていただいて、いろいろと感想やご意見をいただきました。

委員 長： そうすると私立園でもコーディネーターの役割ができているとなってしまうですね。

委員： どんどんやっていくべきだと思いますね。

委員 長： いろいろな所がコーディネーターとなっていく中で、公立園がその上に立ってという位置付けができるのかということですね。

委員： やはり外部講師、園長先生方や専門の研究者に来ていただくのも大事だと思いますね。

副委員長： 大阪府がされている幼児教育アドバイザーの養成に関しては公立、私立ともにどれぐらいの先生が研修を受けられているのでしょうか。

委員： 自分の園のことしか分かりませんが、今年受けようと思って申請を出したのですが、人数が多くて受けられませんかと連絡があり、受けられていないです。

委員： すみません。把握していません。

委員： その会議に出させてもらっていたのですが、門真市はその資格を取られているのは少なかったですね。豊中の方は多かったと記憶していますけれども、去年の会議では門真市全体で確か3人とかそれぐらいだったはずですよ。

委員： 園長代理が受けたいということで申請をしていたのですが、どのような理由か分かりませんが、受けられなかったです。

委員： 大阪府の中で受け入れの枠がありますので、そこに入れなかったのだと思います。

副委員長： まずは、そういうところで研修を通して資格というかそのような資質を持った人を増やしていくことが大事ですね。

委員長： 公立の保育者の質を上げていく。そうすると自然とそのような役割もできていくということですね。

あと、②のところはどうでしょう。子育て支援拠点の1つというのは私立でもしていることなので、公立ならではというと、問題があったときに関係機関につながやすいということはあるのかと思いますが。逆に私立でつながりにくいのであればそれはそれで問題があるのですが。

このあたりはどうでしょうね。

委員： 公立保育園さんはあおぞら保育といって、外でいろいろとしておられます。公園に行って、そこに皆さんに来てもらうなどしていたのですが。今は公園だとすごく暑かったりとか、雨の時などもありますので、うちの園とこども園を行ったり来たりしていて、場所だけお貸ししています。今年度はそのような形でしています。

あと、各園でしている支援は民間の保育園さんもされているのではないかと
思うのですけれども。

委員長： このあたりも公立と私立の区別がつきにくいところですね。

委員： ひよこる～むというのは、どんな子育て支援をされているのですか。そこ
が拠点になるわけではないのですか。

委員： 相談の窓口を保健福祉センターで開設していますね。

委員： 何かがあったときには保健福祉センターの中にあるので保健師さんなどと
も連携できるようになっています。

委員： それは月曜日から金曜日までですか。

委員： ずっと開いていますね。

委員： そこは民間がしているのですか。

事務局： 公共施設の中で、運営は民間がしています。

委員： 市民プラザのなかよし広場もまだあるんですよね。

事務局： はい。あります。

委員： あそこは月曜日から金曜日までですか。

事務局： そうですね。市の直営で開設しています。

委員： そこが子育て支援の拠点ではないのですか。

事務局： 地域子育て支援拠点事業ということで、その2カ所で市の事業として地域
子育て支援をしています。

委員： 砂子みなみこども園さんも毎日遊びに行けるようになっています。子育て
支援の部屋もあって、そこは毎日午後からも開いていると思います。昔は週

に何回とか、決まった時にしていたのですが、今は毎日開けていますね。

委員： 本園の支援は直接的な子育て支援ではないのですけれども、親育て支援と言いますか、保護者同士が集って共通の活動をしながら子育てについてお互いに考え合うということで、20年以上前から保護者会活動というものがありまして、各クラスに役員さんがおられて、役員さん達がいろんな活動について考えておられます。

クラブ活動としてコーラス好きな人とか、テニスをしたいなという人とか、アート活動で絵を描いたり、装飾品を作ったりする、社会見学に行くなど園に関わらず、親同士が自由にされている活動があります。ダンスを習いたいというそのような講師を連れて来たり、いろいろな活動を単発でするものもあれば、年間でクラブみたいになっているものもあります。

また、お父さんの子育て参加の1つとして親父の会というのが、もう17年ぐらいになると思いますが、キャンプや川遊びに連れて行ったり、BBQ大会をしたりだとかしていて、親自身が参加する中で子育てについて積極的に参加していただき、家庭教育を応援しようというきっかけになればということとどんどん広がるようにはなっていますね。

これも子育て支援の一環かなと思っているのですが。

委員長： 民間園さんでもいろいろとしているということで園が子育て支援の拠点みたいになっていますよね。先ほど、先生からもあったように拠点としては園じゃなくても、ひよこる～むがあつて問題があればそちらの方が繋ぎやすいということもあります。そうすると別の園で子育て支援の拠点を作る必要があるのかということにもなりますよね。

ですから、②のところは公立園の役割として適しているかどうかということが言えますよね。

委員： こども園は毎日やっていますけれども、地域が南の方なので誰でも行けるわけではないですし、利用されるのはその地域の方なのかなと思います。

委員長： 公立園を子育て支援の拠点とする構想がどんな感じかということも出てきそうですね。

委員： 公立園に通っている子どもだけでなく地域の子ども達にも開かれた公立園というのは形としてとても大事なものだと思いますし、私立園もそうあっていくべきかなと思っています。

そこに対して補助のある事業とない事業があって、ほとんどの民間幼稚園、保育園は補助がない状況でやっている。スタンスの違いかもしれないですけども社会貢献の一種になっているのですよね。ここで公立園を子育て支援の拠点という、社会貢献というよりは、存在価値を高めるための拠点みたいなイメージも少し出てきてしまうので、だから公立園が必要なんだよという話ではなくて。

そこに園があることによって地域の親子が助かることがたくさんあるというのはすごく良いと思います。ここに拠点の1つとして書いてありますけれども、僕はすべてが拠点になればいいなと思っています。

僕が思うのは、子育て支援拠点事業として子育て支援を2つしているので、子育て支援に関しては拠点のひよこる〜むさんと市民プラザさんの2つにもう少し発信力を持っていただいて、大阪ひがし幼稚園ではこんなことをやっているよとか、どどこ保育園さんではこんなことをやっているよということ各園につなぐようなこともしてもらえたらなと思います。それこそ、砂子さんではこんなことをしているよとか。今はどうしても、各園が単独でばらばらに発信してやっている状況ですので、ちょっともったいないなという気はしますよね。

副委員長： まさに、拠点としての役割ですよ。

委員： さっきから出てきている拠点としての役割もそうですし、コーディネーターとしての役割なども、それぞれの園が公立民間問わずばらばらにやっていることを1つにする役割、そういうことをしていただけたら門真市にとっても親子にとってもプラスになると思います。

副委員長： 恐らく、それぞれの園で地域子育て支援をしている中で、体のことなどの専門的な相談で答えられないこともあると思うのですね。そのような場合に、専門機関と繋ぐということが大事だと思うのですが、そこがスムーズにいくように集約してそれを繋いでくれるような拠点となれば、スムーズにニーズに合わせたことができるのではないかなと思います。

実際に地域子育て支援で困られていることはあるのですか。

委員： 園によるのでしょうか、朝から夕方まで毎日するということになると専属スタッフを置かないといけなくなるので、そこは完全に民間の持ち出しになりますよね。でも、拠点事業として認められているところであれば、それが事業として成り立っていますので、そこにお金が入りますが、同じことを

しているのにお金が入るところと入らないところがある。それは、そこまでできないよねという、うちがどこまでやっているのかという差ではなくて。

でも、できることであれば続けたいと思いますし。門真の保育園の一時預かり保育なんかもありますけれども、事業としては完全に赤字ですよ。どうやってもプラスにはならないですよ。

それから、休日保育や延長保育といった分野についても公立園さんに入ってもらえたらなと思いますよね。大阪市ではされている。

委員： 子どもが行っていたところは機関保育所だったので一時預かりや休日保育もしていました。

委員： 都島とかそのあたりですよ。

委員： そうですね。大きいところだけですね。

委員： 都島とかそのあたりでされているのは、公立園がされているのですが、この園に公立園の先生が今週はこの先生、今週はこの先生と代わる代わる来られて、あと専属の先生も1人おられるみたいです。それで、私立の幼稚園の子も日曜日に利用できるんです。公立の保育所の子もだけでなく、公立・私立の保育園、幼稚園全部です。

副委員長： まさに対応が難しい子育て支援への取り組みですね。

委員： 大阪に住んでいるので、子育て支援も私の子どもが0歳の時からいつ行っても良くて、人もちゃんとして、保育所の建物の上に子育て支援の部屋があつていつでも来てくださいと。ただ、0歳の子の曜日は決まっていたけれども、朝でも昼でもいつでもいいよという形で。

副委員長： 休日もですか。

委員： それは休日保育の先生が別にいて、保育室があるので。一時預かりの部屋もあつて、時々下に降りてきて一緒に遊んだりとかはありました。保護者の立場で利用もしたことがなかったのでどのような体制で、どのような配置でというのは分かりませんでしたけれども。

確かすごくいっぱいになっていた気がします。利用するなら早めに言わないと。

委員： 早めに予約しないと駄目という感じですよ。

委員長： 同じようなことをいろんなところでやっていると、ここにはお金が落ちるけどここではお金が落ちないということが生じていると。拠点としての役割を果たすとしたら、例えば休日保育や常時開いていますよとか、0歳から6歳までいつでも来られますよ、そのようにすると対応が難しい子育て支援ということができて、拠点的なものになるかもしれない。そのように言えるかもしれないですね。

委員： 休日保育はすごくハードルが高いと思うのですけれども、大和田幼稚園さんでは幼稚園型ではない一時預かり保育、門真市だと1日2,000円ですけれども、2,000円で子どもを預かるというのは、部屋もありますし、無理なく可能な範囲でできるのではないかなと思うのですけれども。
してくれという話ではないですよ。部屋のことはということで。

委員： 部屋のことはそうですね。

委員： それをやっていくのも1つなのかなと思います。

副委員長： 給食の提供はできないのですよね。幼稚園なので。

委員： そうですね。お弁当を持ってきてもらうことになります。

委員長： ②のところもいろいろな形を考えると拠点として捉えられるということですね。④もまたいろいろとあると思いますけれども。その他の役割のところですが、基本的に保幼小の連携ですね。これもそうですし、他に加えた方がいいものがありましたら。

副委員長： この部分では、例えば公立の小学校と公立園がモデル校として幼小連携の接続カリキュラムを構築していくこともできるでしょうし、人事交流も可能かもしれないので、モデル校として先導的となっていくことは可能かと思えます。

委員長： 逆に言うと、これが1番やりやすいのではないのでしょうか。

委員： 交流という形ではいろいろできますけれども、人を含めてまでとなると難しいところがあると思います。小学校の2年目の研修で夏休みに園に来られることがあるのですが、夏休みなので子どもはいないのですが、夏期保育がある時に設定していて、幼稚園はこういうところだとかは小・中両方の先生に見ていただけています。けれども、そこから何か発展してというもののなのか。

副委員長： そこはやっぱり行政に入っていただかないと。小学校は府の権限ですから。

委員： 一応、門真市の教育委員会からお願いしますということで受けているのですが、いろいろとお話しをしたりだとか、小学校や中学校の先生に幼稚園の子どもを見てもらって、思っていたのと違うという感想をもらうこともありましたけど。そういうものも利用できたらいいのかなと思います。

先生が来られているので、交流ということになるとどうしても管理職を通してということになりますし、先生方も忙しかったりするので無理のないようにするにはどうしたらいいのか話をしながら進めていかないといけないと思いますけれども。

副委員長： 1年間丸々、人を入れ替えるのは行政の采配などでは無理なのですか。

委員： 免許的に厳しいかもしれないですね。

委員： 二島の校長先生は就任したてですけども、ぜひ、交流させてもらいたいとおっしゃっていましたね。

委員長： 人を入れ替えるぐらいまでできたら本当はいいのですが、ただ、そこまでできるかは免許の問題もありますし、采配のこともありますし。

委員： 小・中はかなりしておられるそうですね。

委員： 小学校は中学校との接続を重視するというか、重きを置いておられるようで、小学校としてはそんな感じですけども、幼稚園からしたら当然小学校との接続を気にします。いろいろな小学校があるので一概には言えないですけども、そのあたりの温度がどうなのかなと思います。いろいろな小学校にお声掛けしますけれども、なかなか上手くいかないというのが現状です。

委員： 東大阪は1年間じっくりとやっているみたいです。

委員長： 幼稚園と小学校ですか。

委員： はい。

副委員長： できると思うのですけれども。

委員： 先ほど資格の話がありましたが、たまたま両方の資格を持っている人なのかもしれないです。

委員長： そのあたりはいろいろな制度的に許されるのであれば進めやすいところですね。

次も大きな内容ですね。「4. 教育・保育の適正な提供体制等について」の説明を事務局にお願いしたいと思います。

事務局： こちらの「4. 教育・保育の適正な提供体制等について」も、諮問事項の2つ目ということで、委員会の意見を述べさせていただいております。

まず、①につきましては、「各施設及び北部地域の現状について」ということで、これまでご説明させていただいた施設の現状について記載しております。

②の「今後の方針について」は一度読み上げさせていただきます。

北部地域において就学前教育・保育施設の利用希望者数が総利用定員数を大幅に下回ることは、就学前教育・保育施設の運営を逼迫させるほか、教育・保育の適正な提供の妨げとなりかねないことから、喫緊に対応すべき課題である。公立・私立園の共存・共栄のためにも、将来にわたる就学前児童人口の変化を見定め、公立園の再編を進められたい。

特に、浜町保育園においては、市の財政状況が厳しい中で仮設園舎への早急な対応が必要であることを考慮すると、民営化を方針として検討を進めることが望ましいと考える。

民営化の際は、在園児や保護者、経営することとなる法人などへの影響に十分配慮したうえで、関係者の負担が最小限となるよう努められたい。

なお、北部地域の公立園を再編する際は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる認定こども園への施設形態の見直しも併せて検討されたい。と記載しております。

①につきましては、施設の現状とそれに対する意見を記載しておりますが、その中で、6ページの下から2つ目の段落を見ていただきたいのですが、

「最後に、教育・保育提供区域の北部地域全体において、公立・私立園ともに現在の利用定員数を維持すると、5年後には地域内の就学前教育・保育施設の利用希望者数が総利用定員数を約300人下回ると推計されている。」と記載させていただいております。

こちらについて少し補足説明をさせていただきたいと思います。

別紙の資料2「令和元年度門真市子ども・子育て会議資料（抜粋）」をご覧ください。こちらは、子ども・子育て会議の資料の抜粋ということで、本会議とは別に、門真市子ども・子育て支援事業計画の策定や、今後の子育て支援施策に関して、幅広く意見を求めることを目的として、「子ども・子育て会議」という会議を開催しております。現在その会議では、事前に参考資料としてお渡ししました、「門真市子ども・子育て支援事業計画」の次の計画である、「第2期計画」の策定に向けての審議を行っております。

計画の中には、さまざまな事業に対する今後の方策の指標や今後の見通しなどを載せることとしておりまして、その会議の中で、一定まとまった今後の見通しについて、ご紹介させていただきたいと思います。

資料の、下の左右の端に本検討委員会の資料としてのページをふっております。そのページの、11ページをご覧ください。

「子ども・子育て支援事業計画 確保内容」令和元年時点ということで、こちらは、2020年（令和2年）の「幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」の表となります。

まず、記載内容のご説明の前に、「量の見込み」と「確保方策」という言葉についてご説明をさせていただきます。「量の見込み」とは、保育所や認定こども園に入りたいというお子さんが、計画の5年間の各年度で何人いるのかというのを算定した数のことを言いまして、そのお子さんたちを受け入れできるように保育所や認定こども園の定員を何人分用意します、というのが「確保方策」であります。

続いて、表の中の、①児童数と書いている欄は、推計児童数、②の「量の見込み」は、事前に委員の皆様にご提供させていただきましたニーズ調査の冊子になりますが、そのニーズ調査から算出したニーズ量、③の「確保方策」については、本年度末時点の利用定員数となります。

これまで、第1期計画に基づき、保育定員の拡充のため施設整備を進めてきましたので、全体的には既にニーズ量を確保量が上回っている形になっています。

表の1番下の、過不足数の欄をご覧くださいと、マイナスが不足、プラス

が余剰ということになりますので、北部の表を見ていただくと、北部は量の見込みを満たす確保方策が既に確保されていることになります。

参考として、真ん中の南部の表を見ますと、2号のところは、-51 となっております。また、1番下の表の「全体」としての見通しとしましては、1号認定、2号認定、3号認定ともに、不足は発生しないと見込んでおります。

15ページをご覧ください。5年後の2024年（令和6年）には、1番上の表の北部地域では、表の中の1番下の過不足数の欄を見ていただきますと、1号で100人、2号で100人、3号の1・2歳で87人、0歳で14人、合計301人分の教育・保育の提供量に余りが発生する見込みとなります。

こちらの試算を基に、答申書（案）で、「5年後には利用希望者数が、総利用定員数を約300人下回る」と記載をさせていただいております。

なお、参考までに、17ページ以降には、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について」ということで、各課が行っているさまざまな事業の量の見込みと確保方策について載せておりますので、ご参考に資料提供させていただきます。

次に、答申書（案）に戻りまして、6ページの下の方の、「②今後の方針について」のところになりますが、7ページにかけて記載をしておりますが、今後は公立園の再編を進めていき、浜町保育園については民営化を方針として検討を進めることが望ましいとしまして、その際は、在園児、保護者、法人などへの影響を十分配慮し、関係者の負担が最小限となるように努められたいと、また、北部地域の公立園を再編する際は、認定こども園への施設形態も併せて検討されたいというように、記載をさせていただいております。

説明は以上となります。

委員長： 具体的な話となってきましたが、この点についてご意見などはございますか。浜町保育園について市からはこのような形が示されましたが。

委員： 上野口保育園と大和田幼稚園は特に今後の方針が出てこないですが。浜町保育園は民営化を方針として検討を進めるのが望ましいとしていますが、その手前には上野口保育園は施設の一部が都市計画道路に含まれており、今後同規模での施設整備が困難だと書かれていますが。

事務局： 前回に市の考え方で、北部に1園、南部に1園という構想がありますと示させていただきました。また今後、今日説明した人口の動向を踏まえながら進めていかなければならないと考えています。ゆくゆくは認定こども園としての整備や、統廃合も含め検討しなければならないと、というところです。

委員： これは、上野口保育園で整備をするのが難しいので、大和田幼稚園の土地に上野口保育園と大和田幼稚園を合わせた認定こども園を建てるということによろしいですか。ということではないのですか。

事務局： そこまでは言っていないですね。ただ、費用面などいろいろと考えるとそのような案も検討しなければならないと考えています。やはり建て替えるとなるとお金もかかりますし、費用面を抑えるとなると、大和田幼稚園はある程度広さもありますので、そこを整備というのも0ではないと考えています。ただ、認定こども園にしようとするれば、調理施設の整備やクラスがすべて受け入れられる体制なのかということもありますので、現時点ですぐにどうというのは言いにくいところです。

委員： 今、浜町保育園の民営化を方針として検討を進めるというのがありますが、旧園舎なのか仮設園舎なのかどちらで進めることを想定しているのですか。

事務局： 民営化を進めるとなると広さのことを考えると仮設園舎の方ということになります。

委員： 北部では300人、5年後にはいなくなるということで、現状で浜町保育園はほんの少しだけ定員を割っているんですね。5年後更に割ることを考えると、民間保育園さんが手を上げてやるよとなった時に、借金をして始める形になりますけれども、子どもがいなかったら経営が難しいのではないかと思います。300人もいなくなると、相当な人数が減るわけですから。定員が割っている状態で園舎の借金を返していくのは厳しいのではないかなと。

ここに経営することとなる法人などへの影響に十分配慮したうえでと書かれているので、民営化を進めるのであれば、民営化することに対して、それを受けてくれることへの条件のような形で、前回はここの園は休日保育をしない、ここの園は一時預かりをしない、ここの園は延長保育をしないと各園にいろんな条件が付いたのです。その条件が費用的にも運営的にも厳しかったりしたので、このまま子どもが増えていって保育園を作らないといけないんだという状況でないことも考慮して、子どもが来なくなる可能性も高い状況を踏まえると、このメニューをしないというのは外してもいいのではないかなと思うのですが。

委員長： そのとおりで、1つはその方向で受けしてくれるところが手を上げやすくする。

あと、こちらはかなり根本的な話になりますけれども、民営化という選択肢に限定する必要があるのかというところで、元々は3園を1園にするということが示されたのですが、ここの部分だけを見れば3園を2園にするということになると思うので、そのあたり幅広い選択肢を残しておく手もありますよね。

そもそも、この数字を見て手を上げるところがあるのかと。まだ、今はまだだから、ましな時に売ってしまうおうというように見えてしまうかもしれない。なので、もう少し幅広い選択肢でもいいのかなというところと、もし、3園を1園にするとなるとリースの期間をどうするのかということですよ。3年で終わらせてしまうというわけにもいかないと思うので、そうするとどのようにして引き延ばしていくのかという問題もありますけれども。

そのあたりは当然、イメージはしていたのかなと思うのですが、どうでしょうね。

事務局： ここ3年は門真市でも待機児童が出ていました。それ以前は待機児童0人であり、待機児童が出た時から今日出席いただいている事業者の皆様には施設整備を本当に努力していただいて、すべてに保育定員拡充の補助金を出せるわけではないのですが、事業者によっては借金も含めて対応していただきながら拡充していただいたところです。

市としては現在、次期計画、第2期の計画を作成しておりますが、昨年度の時点では待機児童が生じているのかなと思っていたのが正直なところです。ただ、徐々に保育の申し込みが収まってきて、実際に今年度は待機児童がなくなったということであり、今現在も小規模保育においては空きが出ている状況です。

この資料の推計児童数は本年7月末に子ども・子育て会議で諮ったところですので、速やかに状況を説明させていただいて、これらを含めてどうなのかということをご検討いただければということを出させていただいたところです。

委員： 5年で300人というのは大きいですよ。今、現状ですごくたくさんの子どもが入れてなくてあと300人減るという状況ではなくて、北部の小規模保育でも空きが出ていて、民間保育園でも幼稚園でも空きが出ている状態で更に300人ということですから。たぶん浜町保育園3個分ぐらいですよ。そこを民営化するのはどうなのでしょう。

僕がこの会議にも出させてもらっていますので、うちの法人が民営化の際に手を上げるとおかしな話になるので、うちは考えてはいないのですけれど

も、あの地域から保育園がなくなるのはあまり良くないと考えているので、民営化する時に定員を60人規模にするとかスケールを下げて新しい園を作ることを視野に入れた方がいいと思います。

そして、募集する時にはきちんと学校法人だったり、社会福祉法人だったりがあるのかという中身を見て、門真市が民営化するのであればここにやってほしいと思えるところを選んでもらうのが大事なのかなと思います。僕は民営化することを悪いとは思っていないのですが、個人的にはなくなるのであれば小さくして残した方がいいのかなと思います。

委員長： どうしても、ここでは民営化、廃園という言葉が出てきてしまうのですけれども。

辻本委員に聞きたいのですが、お子さんが通われているところが民営化になるというのと廃園になるというのでは印象が異なると思いますが、どうでしょうか。

委員： なくなるのは困ります。民営化については1番大切なのは子どもが仮設園舎でなくて、安全に生活できる場所を提供することだと思うので、保護者自体も公立、私立で選んでいるわけではなく、実際に見学に行くと雰囲気や園の方針を見て決めていると思いますので、民営化自体は悪くないなと思います。

廃園は実際に家から近くで選んでいる方もいると思いますし、遠くなるとなったら、職場との距離やお迎えの時間にも影響があると思うので避けていただきたいと思います。

委員： 仮設園舎をなんとかしたいですね。本当に胸が痛いです。

委員長： 普通に建っているのであれば引き延ばせるだけ引き延ばせばいいとなりますけれども、仮設園舎だとその選択肢はないですからね。

委員： 居心地は良さそうですね。

委員長： 利用者目線で言えば民営化はそこまで大きなことではないと、どちらかというと民営化か公立のままなのかというのが先ほどの議論だったのですが、進める時にどうしてあげられるのかということで公立か民間かということが出てきますね。

委員： 1番いいのは公立園として建て替えるのがいいのですけどね。でも、それが不可能なのであれば、違う形で残すとして選択肢の中で民営化が出てきていると思うので。じゃあ、民営化として残りましてという時に持続可能な形でその法人ができるような適切な条件を付けてもらうのが1番いいかなと思いますね。

委員長： どうしても民間からすると、この数字を見ると普通はちょっととなりますよね。持続可能性と言うことで見るとね。

委員： 5年後でそれということは、その先はもっと減るということですからね。

委員長： このペースですからね。

委員： 5年で2つか3つの園が空っぽになるぐらいの勢いなので。北部にそんなにたくさんの保育園があるわけではないので、それを思うと、今までの民営化だったら今の定員よりたくさんの人数の枠、だいたい150名定員ぐらいの園を作ろうとなるのでしょうけれども、150名定員のところに、それこそ今、大和田幼稚園さんが直面している状況になりかねないですし、いないものはないから。

いいのかどうかは分かりませんが、守口から子どもを引っ張ってくるかですね。

委員長： 守口もどんどん増えるとは限らないですしね。どちらかというフラットの試算を出していますし。

委員： 守口は入れないと聞きますね。

委員長： そうですね。かといって増えてきているわけでもないですし。

委員： 門真の園を守口市民のために作りましたというのもおかしな話ですしね。あっちが近いというのはありますが、それは違う気がします。

委員長： もっと子どもが増えるような手を打ちつつでないと、いなくなるからと考えるのではなく、子育てのまちとして、流入と定住が増えてくるように考えつつ民営化していかないと任された方は大変なことになりますよね。

委員： 先ほどの資料の表を見て思ったのですが、北部で5年後に 300 人下回るけれども、南部の方が空きは多いですね。南部については何も書いていませんでしたので、南部はほったらかしなのかなと。

委員長： 確かにそうですね。ただ、これは浜町保育園をどうするかというところだったと思うので。なかなか説得力がないですけれども、南部がね。どうしても真ん中の方に目がいてしまいますね。

委員： 1号が 346 人の空きで。

委員： すごい人数ですね。
だから、5年後には軒並み園がなくなっていっている可能性がある。そこで園を建てませんかと言われた時に、正直なところ去年はあそこあそこが潰れて、今年はこちらが潰れて、来年はあそこが潰れる予定でという状態なのに建てませんかという状況になるかもしれない。

0歳から6歳までがいる保育園はともかくですけど、小規模保育は3年間ですから、この3年間で在園する子どもがいなくなったらというのを園によっては考え始めているかもしれないですね。

本当に子どもがいなくて回らないという状況にあるというのもお聞きしていますので、来年はもっときついのではないのでしょうか。

そんなにこの町は魅力がないのでしょうか。僕は大好きなんですけどね。

委員長： 市自体の魅力アップと合わせて考えないと、これは民営化や公立園の単独で議論しているわけにはいかないですね。

委員： 人口は 400 人減っていますからね。

委員長： 並行して手を打っていかないと、手の打ち方も限られてしまう。人口が増えているのであれば民営化と言ってしまってもいいのですけれども。耐震化ができないから民営化しようと。増えているのだったらそういう選択があったと思います。小学校の近くですから、どこかに入ってもらってシンボリックなものになってもらおうと。そういう感じでもないですけれども。

委員： 南部は園と園の距離が遠いイメージです。なので、もし1つの園がなくなるとすごく隣の園が遠くなると思います。

委員長： 5年後には南部の方から崩れてくるかもしれないですね。
このところはこのあたりにしまして、最後の5と6について説明いただきたいと思います。

事務局： それではご説明させていただきます。
まず、本文を読み上げさせていただきます。
「5. 公立園の最適化を進めるにあたり留意すべき事項について」、公立園の最適化を進めるにあたり、これまでの内容のほか、次のとおり意見があったことにご留意いただきたい。
環境の変化による在園児の成長への影響や保護者の負担を考慮し、公立園の再編の際に児童が在園する施設からの転園を余儀なくされることのないよう配慮されたい。
教育・保育の提供は、公的な役割があるものの、必ずしも公立園が担わなければならないわけではない。私立園においても特色あるカリキュラムやスピード感のある柔軟な対応などにより、良質な教育・保育を提供されていることにも着目し、役割を果たしていく方法の1つとして民間の力を積極的に活用することを検討されたい。
こちらの「5」につきましては、記載している項目以外にも、市の考え方に対する意見とは別に議論したものを、今回とこれまでの内容を踏まえて、次回ご提示させていただきたいと思います。
また、次の「6. 結びに」につきましても、最終の締めにかかるようになりますので、今回は空白にしております。
こちらにつきましても、本日の検討委員会での皆様からのご意見をいただき、検討委員会の全体の方向性を勘案しながら、次回の第5回にて、ご提示させていただきたいと思います。
説明は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。
5と6についてはこれから案が出てくるということですが、全体を通してこのまとめの話について、こういうことを入れた方がいいなどのご意見はありますか。

委員： 人口の話ですね。もちろん最適化するためにも人口を呼び戻していくという門真市が活性化されるような、若年層の方が住みやすい、子育てしやすくなる政策を考えていってもらうのがベースだと思います。その上で公立園の問題をどうするのかというのが順序ではないかなと思います。

委員 長： 留意すべき事項の1番上にそれを入れるのがいいかもしれませんね。もちろん、現状受け入れた上でスケールのことを考えていくというのも必要なことです。他方で、南部の方の子育て環境がかなり悪くなる。本当に遠い園にみんなが通うようになる。近所に子どもが全然いなくなってしまうとか。そうなる可能性があるので、子育て環境策全般を考えていかなければならないと公立園の最適化の議論に至らないということになりますね。

他にどうでしょうか。

委員： 人口を呼び戻せる方法というのがありますが、病児保育の充実というのが魅力的ではないかなと思います。子どもはすぐに熱を出したりするので、そのたびに仕事を休んだり、送迎したりしないといけません。

病児保育が充実していたら仕事の支障もなくなっていいのではないかと思うのですが。

委員 長： 病児保育の話は子ども・子育て会議で議論していると思うのですが。どうなのでしょう。

事務局： 子ども・子育て会議の方でも病児保育については議論しています。市全体なら北部と南部に1つということで議論しているところです。ただ、運営の厳しさも聞いておりますので、そういった部分で上手くできるようにどうしていったらいいのか検討しているところです。

委員 長： どうしても子育て世帯を呼び込むというところで、共働きの夫婦の方々は病児保育があると、子どもが病気になった時でも仕事を休まなくていいようになる、そうすると若い子育て世帯が入ってきやすいのかなど。

委員： 門真は市民病院がないのですよね。市民病院があったら公としてそこと連携したらいいと思うのですが、市民病院がないのでそれは少し難しいですね。

今、病児保育をされているのは松下子どもクリニックさんですよね。あそこは民間でされているのですけれども、7月から再開してよかったなと思っていたのですが。1回閉じていたのは難しい理由があったのかなと思います。

委員 長： こういった子育て世帯が困るような細かいニーズを解消できるようになれば、それは魅力になるのかなと思いますね。

五十野委員からは全体的にいかがでしょう。

委員： これからの課題の方が確かに多いと思いますので、そのような意見を取り入れられるようになればいいと思います。

委員長： たくさんの意見が出ましたので、そろそろ次に進みましょうか。
それでは、次第の「その他」について事務局より説明をお願いします。

事務局： その他として、本日の会議の内容につきましては、事務局にて会議録を作成いたします。作成しました会議録につきましては、概ね2週間以内に、市役所別館1階の情報コーナー及び市のホームページにて公開をいたします。

そのため、事務局にて会議録が作成できましたら、郵送等にて送付させていただきますので、届きましたら、誤りがないか等のご確認をお願いいたします。

次に、本日の会議の中でいただいたご意見を踏まえまして、事務局で答申書（案）の修正を行います。合わせて、答申書（案）の、5. と6. につきましても、まだ作成途中ですので、本日までの会議内容を踏まえまして、次回までに、たたき台を作成いたします。次回の第5回では、その修正、加筆させていただいたもの内容について、再度ご議論を行っていただきたいと思っております。

また、細かいところ、些細なところでもお気づきの点、気になる点がございましたら事務局までご連絡いただければと思います。

次回の第5回の会議で、答申案をおおむね固めていきたいと考えております。第5回検討委員会の開催時期につきましては、10月の上旬・中旬・下旬のどこかでの開催を予定しております。後日、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

委員長： 今の説明について何か質問等はございますか。
それでは、以上を持ちまして第4回検討委員会を閉会致します。

(以上)